

大妻中学高等学校における防犯カメラの管理運用基準

(目的)

第1条 この基準は、大妻中学高等学校に設置する防犯カメラシステムの運用に関し必要な事項を定め、適正な設置及び運用並びに個人のプライバシーの保護を行うことを目的とする。

(設置目的)

第2条 防犯カメラは、学校内への不審者の侵入や、学校施設の器物破損などの犯罪行為を未然に防止し、生徒の安全安心な学校生活を確保することを目的とする。

(対象となるカメラシステム及び撮影範囲)

第3条 この運用基準の対象となる「防犯カメラシステム」とは、大妻中学高等学校が管理する敷地内及び施設内に設置された防犯カメラ、録画装置及び映像表示装置一式（これらを接続するために必要な機器及びケーブル類並びに制御用のソフトウェアを含む。）並び録画記録をいう。

2 防犯カメラによる撮影範囲は、設置目的を達成するために必要な範囲とする。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラシステムの管理運用を適切に行うため、管理責任者を置くものとし、大妻中学高等学校の校長をもってあてる。

2 管理責任者は、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 録画記録により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
- (2) 防犯カメラシステムの管理に従事する者が、録画記録により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講ずること。
- (3) その他録画記録の適切な取扱いに努めること。

(録画記録の管理)

第5条 管理責任者は、録画記録の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の録画記録の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 録画記録の保存期間は、撮影した日から2週間以内とし、保存期間を過ぎたものは速やかに消去するものとする。ただし、管理責任者が特別な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2) 録画記録は、管理責任者が認めた者のみ閲覧できるものとする。防犯カメラの運用に関する操作および庶務は、管理責任者が指名した操作担当者があたる。操作担当者は、教頭、主幹および生徒指導部部長をもって、これに充てる。
- (3) 録画記録は、原則として複写、加工してはならない。
- (4) 録画記録は、第6条各号に定める利用又は提供の場合を除き、施設外に持ち出してはならない。
- (5) 録画装置は、安全に管理できる場所に置かなければならない。
- (6) 録画を記録した媒体を廃棄する場合は、破砕の上廃棄するものとする。

(録画記録の利用及び提供の制限)

第6条 管理責任者は、次の各号に掲げる場合を除き、録画記録を目的以外に利用し、又は他者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査を目的として請求を受けた場合
- (3) 個人の生命、身体及び財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合

(苦情処理)

第7条 管理責任者は、苦情又は問い合わせに対して誠実かつ迅速に対応するものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、録画記録に関する取扱いは、学校法人大妻学院個人情報保護規程によるものとする。

附 則 (施行期日) この運用基準は、令和2年10月1日から施行する。